

平成29年度給油所立入検査の実施結果の公表について

平成30年3月30日
内閣府沖縄総合事務局
経済産業部石油・ガス課

内閣府沖縄総合事務局では、管内（沖縄本島・離島）においてガソリン、軽油等を販売する給油所を対象に、揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「品確法」という。）第20条の規定に基づき、毎年度、計画的に立入検査を実施しています。

立入検査は、職員2名で実施し、品質管理者の選任や給油設備規模等の登録状況、ガソリンの品質分析の実施や記録の保管状況、流通経路の確認、販売している全ての石油製品の品質規格への適合状況を確認しています。

平成29年度は、21給油所を対象に立入検査を実施した結果、11給油所に対して延べ17件の改善指導を行い、全て改善されたことを確認しました。

沖縄県内の品確法に基づく登録給油所数

（平成30年3月30日現在）

合計	沖縄本島	宮古島市	石垣市	その他離島
337	270	22	17	28

1. 立入検査概要

立入検査は、給油所で販売されるガソリン、軽油、灯油等の石油製品について、品確法で定める品質規格への適合を確認することによって、消費者の利益を保護することを目的として実施しています。

具体的には、当局職員2名が給油所において、品確法に基づく品質管理者の業務の実施状況、石油製品の受入・販売数量の記録や品質分析の実施・記録の保管状況、店頭における表示内容の確認を行うとともに、ガソリン等販売している全油種について試料（1リットル）を採取し品確法に定める品質規格への適合を確認しています。

立入検査は、宮古島や石垣島の離島を含む県内の品確法に基づき登録されている全ての給油所を対象とし、その中から地域、石油元売系列等を考慮して選定した給油所の他、一般社団法人全国石油協会が実施した試買検査（注）で品質規格不適合となった給油所や消費者から品質等について苦情のあった給油所に対して実施しています。

（注）全国全ての給油所を対象に毎年度2回程度実施されており、資源エネルギー庁から一般社団法人全国石油協会へ委託されている試買分析のこと。販売している全油種の試料1リットルを採取し、品質規格への適合を確認後、不適合があった場合には当局へ連絡されることになっている。

2. 実施結果

平成29年度は上半期（4月～9月）13給油所、下半期（10月～3月）8給油所の合計21給油所への立入検査を実施しました。その結果、流通、品質管理体制、販売している石油製品の品質規格において特に重要な問題となる案件はありませんでしたが、11給油所において、延べ17件の改善指導を行い、全ての案件について当該事業者から改善した旨、報告を受け改善状況の確認を行いました。

<改善指導事項>

- ① 登録関係（業務担当役員の未変更） [1件]
- ② 届出関係（設備規模、品質管理者の未変更） [7件]
- ③ 品質分析関係（法定帳簿の不備） [1件]
- ④ 法第17条関係（未揭示、記載内容の不備） [3件]
- ⑤ 標準品質関係（帳簿の不備） [4件]
- ⑥ 分析結果関係（軽油硫黄分不適合） [1件]

3. その他特記事項等

試買検査で品質規格不適合となった案件については、注意喚起2件、調査依頼1件を実施しました。調査依頼の案件については、原因報告書の提出があり、再発防止対策を講じた上で、品質規格への適合を確認しました。

なお、過去5年間の立入検査の実施状況は以下のとおり。（ ）内は改善指導給油所件数と指摘事項のべ件数。

平成24年度：30給油所（23給油所、52件）

平成25年度：31給油所（15給油所、26件）

平成26年度：20給油所（10給油所、14件）

平成27年度：20給油所（8給油所、11件）

平成28年度：21給油所（7給油所、14件）

（お問い合わせ先）

内閣府沖縄総合事務局経済産業部石油・ガス課

担 当：石油流通係

電 話：098-866-1756